

改正リース基準は公表後2年程で強制適用か？

—IASB J、リース会計専門委

去る9月15日、企業会計基準委員会では第121回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IFRS 16号における設例の取扱い

これまで議論してきたIFRS 16号「リース」における設例の日本基準への取り入れ方について、リースの識別に関して次の事務局案が示された。

- ・個別事例で指図権が何かを示す「設例5—トラックのレンタル」、「設例6—船舶」、「設例7—航空機」は、設例が実質的に基準の要求事項を限定する可能性があるため、取り入れない。
- ・実質的な入替えの権利に関する「設例1—鉄道車両」は、取り入れる。

専門委員からは、「取り入れない設例も、基準本文だけでは理解できない点の理解が進むため、有用では」、「日本基準オリ

(2) 経過措置
次の経過措置について、方向性が示された。

- ① IFRS 16号の経過措置をそのまま採り入れる項目
 - ・完全遡及アップローチと累積キャッチアップ・アップローチの選択
 - ・累積キャッチアップ・アップローチを採用する借手に関する実務上の便法（および開示要求）
 - ・適用開始日前のセール&リースバック取引
- ② 追加の検討を行う項目
 - ・契約がリースを含むかどうか見直さないことができる経過措置
 - ・借手が過去にファイナンス・リースに分類していたリースに関する経過措置
 - ・貸手の経過措置

ジナルの設例を作るのも一考しては」といった意見が聞かれた。事務局からは「検討する」との回答があった。

9月21日開催の第487回親委員会では、委員から「提案に賛成。指図権は難解ではあるが、設例5〜7がなくとも、他の設例でカバーできるのでは」、「入替権の設例1は他の設例でわかるので重複感がある。指図権の設例はあったほうがよいのでは」との意見が挙げられた。

経過措置

まだリース会計基準等の改正におけるすべての取扱いについての議論を終了している段階ではないものの、経過措置については、その方向性が他の議論に影響を与える可能性があることや、数回の議論が必要となる可能性を踏まえ、検討が行われた。

専門委員からは、「取り入れない設例も、基準本文だけでは理解できない点の理解が進むため、有用では」、「日本基準オリ

- (1) 適用時期
基準の公表から強制適用までの期間は2年程度を基礎とし、早期適用を認める案が示された。
- (2) 経過措置
次の経過措置について、方向性が示された。
- (3) 専門委員の意見
専門委員からは、適用時期について「2年では短い。最低3年は必要ではないか」、「利用者としては、適用時期は早いほうがよい」などの意見が聞かれた。
- (4) 親委員会での議論
9月21日開催の第487回親委員会では、委員から適用時期

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和4年7-9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和4年7-9月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,370社
回答企業数 11,063社
回収率 77.0%

景況	●貴社の景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		(単位: %ポイント)			
		令和4年4~6月 前回調査	令和4年7~9月 現状判断	令和4年10~12月 見通し	令和5年1~3月 見通し
大企業	全産業	▲0.9	0.4	6.4	4.7
	製造業	▲9.9	1.7	10.0	3.4
	非製造業	3.4	▲0.2	4.6	5.3
中堅企業	全産業	▲2.1	▲2.2	4.9	3.7
	製造業	▲14.8	▲4.1	4.7	2.8
	非製造業	1.4	▲1.7	5.0	3.9
中小企業	全産業	▲14.8	▲15.9	▲5.9	▲7.7
	製造業	▲20.0	▲16.6	▲1.5	▲8.0
	非製造業	▲13.8	▲15.7	▲6.7	▲7.7
国内の景況	(単位: %ポイント)				
	令和4年4~6月 前回調査	令和4年7~9月 現状判断	令和4年10~12月 見通し	令和5年1~3月 見通し	
	全産業	0.4	▲1.8	2.4	3.2
大企業	全産業	0.4	▲1.8	2.4	3.2
	製造業	▲5.6	▲0.6	3.0	2.3
	非製造業	3.2	▲2.3	2.1	3.7
中堅企業	全産業	▲5.2	▲8.9	▲2.0	0.5
	製造業	▲14.1	▲10.3	▲2.7	2.1
	非製造業	▲2.7	▲8.5	▲1.8	0.0
中小企業	全産業	▲18.4	▲21.7	▲15.6	▲11.2
	製造業	▲25.4	▲25.8	▲11.5	▲9.0
	非製造業	▲17.1	▲21.0	▲16.4	▲11.6

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

について、「準備期間が2年で十分か懸念がある。実行可能性の評価も検討を」、「2年後の期首から開始であれば、それなりに準備できるのでは」との意見が出された。

関連基準の修正

リース会計基準の改正に伴い、次の関連基準等の改正案が示された。

- ・日本公認会計士協会会計制度委員会報告15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」、同Q&A
- ・企業会計基準適用指針15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- ・日本公認会計士協会会計制度委員会報告8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- ・日本公認会計士協会業種別監査委員会報告19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」等

会計

監督当局のガイダンス等は結論の背景等でも言及も — ASBJ

去る9月21日、企業会計基準委員会が、第487回企業会計基準委員会を開催した。金融資産の減損に関して、第187回金融商品専門委員会（2022年10月1日号（No.1656）情報ダイジェスト参照）に引き続き、次の論点について、議論が行われた。

監督当局等から示されたガイダンスやレターへの考慮

専門委員会、海外の金融機関では監督当局等のガイダンス

を踏まえたうえで実務適用していることを前提に、取り入れるか否かにつきさまざまな意見が聞かれており、検討が行われた。新型コロナウイルス感染症の影響下で欧州証券市場監督局等から発出されたガイダンス等について、事務局の分析が行われた。そのうえで、原則として監督当局等から公表されたガイダンスは取り込まないが、IFRS9号「金融商品」の柔軟性を確認するガイダンスについ

経理に効く法律雑学

請負と委任

弁護士 白川 敬裕

業務委託等の契約書に「契約形態は請負」、「契約形態は委任」とあるのを目にされたことはないでしょうか。このように記載しておく理由は、法律上「請負」と「委任」とで報酬発生要件等が異なるからです。

「請負」とは、注文者が請負人Aに何らかの「仕事の完成」を依頼し、その仕事の結果に対して報酬を支払う契約のことをいいます（民法632。以下の条文番号もすべて民法を指します）。たとえば、内装工事契約等があります。

「委任」とは、依頼者Xが、受任者Aに、法律行為や事務処理を依頼する契約のことをいいます（643、656）。正確には、法律行為の依頼を「委任」、法律行為以外の事務の依頼を「準委任」といいます。たとえば、弁護士に訴訟を依頼することは「委任」、医者に診察を依頼することは「準委任」に当たります。

「請負」と「委任」の違いは、「仕事の完成」という要素が含まれるか否かにあります。たとえば、建物の内装工事（請負）として天井・壁の設置および床の張替えを依頼した場合、床の張替えをただけでは「仕事の完成」とは

いえませんから、法律上の報酬請求権は原則として発生しません（633）。契約で前払いを定めることは可能ですが、最終的に「仕事の完成」に至らなければ、前払金を返還する必要性が生じます。これに対し、医者に診察を依頼した場合（準委任）、診察した行為自体に報酬が支払われます。

このように「請負」に関しては、仕事が完成しない限り、法律上の報酬請求権は発生しないことが原則ですが、民法改正により、次のとおり一部の完成であっても割合的報酬が発生するケースが規定されました。

次に掲げる場合（仕事の完成前に解除された場合等）において、すでにした仕事の結果のうち「可分な部分の給付」によって注文者Xが利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合、注文者Xが受ける利益の割合に応じた報酬を請求できる（634）。

「委任」に関しても、途中で契約が終了した場合等に「既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる」と旨が規定されました（648③）。

契約によっては、「請負」と「委任」の両面が含まれる場合もあります。たとえば、「コンサルタント契約を締結した際、業務の内容に「専門的知見の助言」と「調査報告書等の成果物の納品」が含まれる場合、前者は「委任（準委任）」、後者は「請負」となります。

このような契約形態もあり得るため、民法改正により、「委任」に関する条文として、「成果等に対する報酬」の規定が追加されました。具体的には、「成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に支払わなければならない」とされました（648④）。

「請負」と「委任」は、「原則として再委託ができるか」という点にも違いがあります。「請負」は、原則として自由に再委託を行うことができます。これに対し、「委任」は受任者Aとの高い信頼関係に基づいているため、依頼者Xの承諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、別の者に再委託することはできないとされています（644②）。もっとも「請負」においても、契約で再委託を禁止することは可能です。

ステップ2の議論を総括

—ASBJ、金融商品専門委

去る9月20日、企業会計基準

委員会は第188回金融商品専

門委員会を開催した。これまで、

金融資産の減損の会計基準の開

発に関し、ステップ2で検討す

る図表の論点について審議され

ていた。今回は前回までの審議

を振り返ったうえ、今後の進め

方について検討された。

特段の異論はなかった論点

図表の⑤・⑥は、IFRS9

号「金融商品」の定めをそのま

ま取り入れることとする。同⑧

は、IFRS9号の柔軟性を確

認するガイダンスを結論の背景

等で触れることを検討する。

規範性のない教育文書等の提供に

関する意見が聞かれた論点

同①・②・③は、IFRS9

号の定め・考え方を取り入れる

ことはおおむね賛同されたが、

規範性のない教育文書等の提供

も検討すべきとの意見が聞かれ

た。そのため、基準内の設例と

規範性のない教育文書との位置

づけの違いも考慮しつつ、その

具体的な内容の検討を進める。

引き続き検討する論点

(1) 信用リスクを見積る期間

同⑦は、IFRS9号の定め

をそのまま取り入れることはお

おむね賛同されたが、予想継続

期間が1年未満の場合の取扱い

について追加的な検討を行う。

(2) 実効金利法による償却原価

測定に関連する論点

同④・⑨・⑩は、実効金利法

による償却原価測定等のIFRS

S9号の分類および測定に関する

ては、基準の理解を深め、実務上の困難性を軽減する可能性があることから、何らかの形で結論の背景等で触れる提案がされた。

委員からは、「実務の統一に資するのであれば、利用者としては歓迎」など賛意が多く聞かれ、事務局からは「IFRS9号の理解を深める内容があれば、取り入れていきたい」との回答があった。

債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理

専門委員会で、条件変更等の債権のリストラクチャリングの取扱いを検討すべきとの意見が聞かれており、検討が行われた。IFRS9号では、条件変更は実効金利法による償却原価測定に関する会計処理の定めとして位置づけられており、直接的には減損よりは金融商品の分類および測定に関するものである。そのため、実効金利法による償却原価測定と条件変更に関して全体的に整合的になることに留意しつつ、分類および測定についてどのように取り込むか、あらためて提案を行うとの方向性が示された。

委員からは、事務局案への賛意が多く聞かれた。

(図表) ステップ2で取り上げられた論点

① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
② 将来予測情報の考慮
③ 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
④ 貨幣の時間価値の考慮
⑤ 債務不履行(デフォルト)の定義
⑥ 信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
⑦ 信用リスクを見積る期間
⑧ 監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮
⑨ 債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
⑩ 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

経理用語の豆知識

訂正報告書に対する監査



訂正後の財務諸表に対する監査業務を実施する場合は、不正による重要な虚偽表示リスクを考慮して監査契約の締結に伴うリスクを再評価するなど、必要と考えられる情報を入手したうえで、新規の監査契約を締結しなければならない。また、監査業務は関与先が新たに作成する訂正後の財務諸表が対象となるため、訂正箇所の検証のみならず、財務諸表全体に対する監査を実施しなければならない。

内部調査委員会または第三者委員会の調査結果を利用する場合、監査人が調査報告書のみをもって十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断することは適切ではなく、調査報告書の利用の程度に応じて、監査人自ら当該委員会の入手した証拠の閲覧、当該委員会の調査に対する再実施等を実施しなければならない。訂正報告書の提出理由が経営者による不正であった場合は、経営者確認書による陳述の信頼性や監査証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断することになる。

方を含めて全体的に整合的となることに留意しつつ、引き続き検討を行う。

実効金利法による償却原価測定に係るIFRS9号の定めを

ステップ2で取り入れる場合、

IFRS9号の分類・測定および

減損に関連する次の項目の相

互の関連性および取り入れ方の

組み合わせについて、考慮して

検討することが考えられる。

(d) 信用減損資産に係る利息収

益の認識

(e) 認識の中止

(f) 条件変更

*

専門委員からは今後の進め方については、特段の異論は聞かれなかった。償却原価測定の取り入れ方については「減損に加えて取り入れるとなると、企業の実務負担はかなり大きい。同時並行することで減損の導入に遅れが生じないか心配」といった懸念が聞かれた。

(a) 償却原価の採用

(b) 利率

(c) 引当における貨幣の時間価値の考慮

値の考慮

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年9月13日	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン	内閣官房	国連指導原則などの国際スタンダードを踏まえたうえで、企業における人権尊重の取組みを促進するべく、企業が業種横断的に活用できるガイドラインとして策定されたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html	—
2022年9月13日	デジタルガバナンス・コード2.0	経産省	企業のDXに関する自主的取組みを促すことを目的に、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を見直すもの。DX認定の認定基準に「デジタル人材の育成・確保」が追加されたほか、「DX推進ガイドライン」との統合などが図られている。 https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913002/20220913002.html	—

金融

日米の物価上昇から占う今後の金融政策

直近の消費者物価指数を日米で比べると、そこから日米の中央銀行による金融政策の運営のしかたの違い、さらには日銀の今後の政策の手がかりがわかるのではないかと。米労働省が9月13日に発表した8月の消費者物価指数（CPI）は、前年同月比8.3%の上昇だった。これ自体、民間予想の8.0%を上回るものだったが、エネルギーと食品を除くコア指数は同6.3%の上昇で、民間予想の6.0%も上回っている。

直近のデータでわかったことは、構成比の大きな家賃などの住居費が、6.2%上昇とおよそ32年ぶりの高水準の伸びだったことだ。さらに賃金の伸びも顕著である。米連邦準備制度理事会（FRB）が重視するアトラクタ連銀の賃金上昇トラッカーが、3カ月移動平均で昨年5月から急速に伸び始め、今年8月は前年比6.7%の上昇と高水準だ。これは、アメリカ経済がエネルギー価格の上昇など、輸入インフレからホームメイドインフレの様相を強めてき

たことを示唆している。

これだけみれば、景気過熱と物価高騰を抑えるには、利上げによる総需要抑制策が有効といえる。一方、同8月分日本は、生鮮食品を除く指数が前年同月比2.8%の上昇、生鮮食品およびエネルギーを除く指数が同1.6%の上昇となった。

項目別では、電気代やガス代などのエネルギー価格が圧倒的に寄与度は高く、アメリカのよう

証 券 インフレ動向が決める世界の金利と株価

株式市場は2022年最後の四半期を迎えるが、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策が株価動向を支配する状況が続くだろう。実際に金融政策を決定するのはFRBが主催する連邦公開市場委員会（FOMC）においてであるが、株価はその開催日前後が変動のヤマとなるような形で推移するのではないかと予想される。

現在、FRBはこれまで予想以上に高騰してきたインフレを

な家賃や賃金は逆に寄与度が低いほうに分類される。物価上昇分はコストプッシュ型の輸入インフレの様相が強く、FRBのような利上げは、インフレ抑制効果より景気を失速させる懸念のほうが強くなる。2.8%の消費者物価コア指数に比べ、これは9.0%と伸び率が上方に乖離している国内企業物価指数からもいえる。

アメリカは追加利上げが選択肢だが、日本は逆に利上げは不適切で、動くとするれば金融緩和か、緩和縮小と財政拡大・減税のポリシームックスがメイシンシナリオになると考えられる。

徹底的に抑え込む決意を固めており、金融政策の敏速な発動によってその実現を目指している。今後もインフレ率がFRBの予想より高まるような事態になれば、FRBは躊躇することなく金利引上げ幅を拡大するだろう。利上げによって消費者や企業の負担が増すのはやむを得ないと明言しているのである。

もし、株式市場がFRBのインフレ率抑制の意思を軽くみて、FRBの金融政策の軟化を

期待し、株価の反転上昇を見越した投資行動に出れば、期待がはずれ、株価暴落といった展開もあり得る。現在のインフレが世界的な現象である以上、世界の主要国の金融政策は米FRBの方向に従わざるを得ない。当然、各国の株価も米市場と連動するとみられる。

一方、米金融政策の方向となお連動していないのが日本である。日本銀行は9年以上続く異次元金融緩和政策、超低金利を半年以上になる米利上げ期間中も堅持してきた。その結果、日米金利差によって円安・ドル高が進み、輸入物価上昇を主因とするインフレが進んできた。

日本銀行は低金利政策を続ける理由として、コロナ禍を脱して正常軌道に戻ろうとしている日本経済の支援を挙げるが、財政を圧迫する国債利子率を上昇させないためとの見方もある。

しかし、今後、米金利のさらなる上昇が予想されるなか、日銀はどこまで異次元金融緩和策を続けられるだろうか。そのためには、世界的なインフレの鎮静化が必要であり、それは奇跡を期待するようなものであるが、今後の動向が注目される。